

震災後の発出文書等

■ 添付一覧

年月日	通達番号	通達名
平成 28 年 4 月 18 日	(環境省周知用資料)	災害時のアスベスト飛散防止対策について
平成 28 年 4 月 19 日	環水大大発第 1604193 号	平成 28 年熊本地震における呼吸用保護具の供給について(依頼)
平成 28 年 4 月 19 日	基安発 0419 第 2 号	平成 28 年熊本地震の復旧工事における支援の要請について
平成 28 年 4 月 20 日	環水大大発第 1604202 号	平成 28 年熊本地震により被災した建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散・ばく露防止対策について(通知)
平成 28 年 4 月 22 日	環水大大発第 1604221 号	平成 28 年熊本地震被災地における住民の不安解消に向けた防じんマスクの無償配布について(依頼)
平成 28 年 4 月 28 日	(厚生労働省リーフレット)	マスクを装着しましょう(がれき処理作業を行う皆さまへ)
平成 28 年 5 月 23 日	基安化発 0523 第 1 号 環水大大発第 1605232 号	石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について(通知)
平成 28 年 6 月 29 日	(熊本労働局)	熱中症予防・防じんマスク装着方法等講習会
平成 28 年 7 月 25 日	基安化発 0725 第 2 号	災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について
平成 28 年 7 月 25 日	熊労発基 0725 第 2 号	平成 28 年熊本地震により被害を受けた建築物等の解体工事における労働災害防止対策の徹底について
平成 29 年 2 月 8 日	熊本労働局健康安全課長 事務連絡	解体廃棄物仮置場における石綿ばく露防止について

災害時のアスベスト飛散防止対策について

平成 28 年 4 月 18 日
環 境 省

1. 環境省では、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成・公表している。

(<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>)

2. このマニュアルでは、災害発生直後の応急措置を講じる上での留意事項を、以下のとおり規定。(※解体・補修・処分については別途規定)

(1) 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物について、

- ・ 建築年が平成 7 年（1995 年）以前のもものは、外観からの目視により飛散性アスベストの露出の有無を確認する。

(平成 7 年にアスベスト含有建材（重量 1%超）が規制対象になる)

- ・ 昭和 50 年（1975 年）以前は、飛散性の高いアスベストを使用している可能性が特に高い。

(昭和 50 年に建築物へのアスベスト吹付けが原則禁止)

※木造建築物は、飛散性アスベストを使用している可能性は小さい。

【アスベスト使用要注意箇所】

鉄骨造	鉄骨の耐火被覆（鉄骨全面に施工）
鉄骨造及び鉄筋コンクリート造	機械室、ボイラー室、空調機室、電気室等（石綿含有吹き付けの施工）
建築設備	空調機・温水等の配管（保温材）、煙突等のライニング

(2) 被災建築物の応急危険度判定（※アスベストに関する調査も実施）の情報を共有する。

(3) アスベストにばく露する可能性がある場合、作業者は呼吸用保護具（防じんマスク）を着用する。

- (4) アスベストが確認された場合は、以下の応急措置を講じる。
- ・ビニールシート等での養生により、飛散防止を図る
 - ・散水・薬剤等の散布を行い、湿潤化・固形化等の措置を行う
 - ・養生・散水等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐため、ロープ等によって立ち入り禁止とする。

【アスベスト含有建材の例】



鉄骨造の梁・柱の耐火被覆



機械室の壁・天井の断熱



煙突の断熱材



保温材（配管等）

環境省水・大気環境局大気環境課
直通：03-5521-8293
代表：03-3581-3351
課長補佐：廣田 由紀（内線 6533）
担 当：五十嵐 俊則（内線 6536）

(公社) 日本保安用品協会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



平成 28 年熊本地震における呼吸用保護具の供給について (依頼)

平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成 28 年熊本地震により、被災された貴協会会員関係者の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により、多くの建築物等が損壊するとともに、多量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事、がれきの処理に伴い、発生する粉じんによるばく露が懸念されます。

このため、環境省においては、被災した住民等が有する不安への対応と粉じんへのばく露防止を図ることを目的に、呼吸用保護具を配布することが必要と考えております。

については、被災した住民等への粉じんへのばく露を防止するため、下記の性能要件を満たす呼吸用保護具の供給に関し、貴協会会員への周知方よろしく願います。

記

被災した住民等に対して

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた使い捨て式防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定 (昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正)
- ・ NIOSH (米国労働安全衛生研究所) 規格 (42CFR84)
例: N95 マスク 等
- ・ 欧州規格 (EN149)
例: FFP2 マスク 等

基安発 0419 第 2 号
平成 28 年 4 月 19 日

公益社団法人日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長



平成 28 年熊本地震の復旧工事における支援の要請について

労働安全衛生行政の推進については、平素より格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 14 日以降、熊本県を中心に断続的に発生した地震による災害については、今後、本格的な復旧工事が始まります。当該工事の推進に当たっては、がれき処理における切創災害や踏み抜き災害、建設重機械との接触災害の発生のほか、粉じんの吸入等のおそれがあります。また、夏場に向かったの熱中症の発生も懸念されます。

これら労働災害の防止については、事業者責任において必要な措置を講じることが求められるところですが、被災地では切創防止用手袋や呼吸用保護具の調達等が困難となっている中小零細事業者が多数存在しています。

つきましては、貴会及び貴会会員企業におかれましては、下記について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・切創防止用手袋、防じんマスク等の安全衛生保護具、熱中症防止用の電解質補給用品等の確実な供給
- ・保護具アドバイザーによる技術的な支援



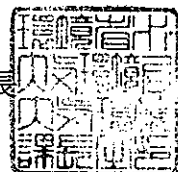
環水大大発第 1604202 号

平成 28 年 4 月 20 日

熊本県
大分県
熊本市
大分市

大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



平成 28 年熊本地震により被災した建築物等の解体等工事に係る
石綿の飛散・ばく露防止対策について（通知）

平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成 28 年熊本地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により、多くの建築物等が損壊するとともに、多量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事、がれきの処理に伴い、石綿の飛散が懸念されます。

石綿の飛散防止対策として、被災建築物の石綿使用状況・被害状況等の把握及び適正な処理が行われるよう、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（下記 URL 参照）等を参考に、解体等作業を施工する事業者等への指導等を行うとともに、管内市町村（熊本市及び大分市を除く）及び事業者等へ当該マニュアルの内容を周知し、対応を促してまいりますようお願いいたします。

- 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

http://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/full.pdf

（本件連絡先）

環境省水・大気環境局大気環境課

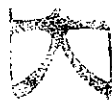
担当：廣田、五十嵐、福本

TEL：03-3581-3351（内線 6536）

TEL：03-5521-8293（直通）

FAX：03-3580-7173

E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp



環水大大発第 1604221 号

平成 28 年 4 月 22 日

熊本県 大気環境担当部 (局) 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



平成 28 年熊本地震被災地における住民の不安解消に向けた
防じんマスクの無償配布について (依頼)

平成 28 年熊本地震により、多くの建築物等が損壊しており、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事、ガレキの処理に伴い、アスベストの飛散が懸念されます。

このため、環境省においては、アスベストの飛散・ばく露防止対策として、適正な処理が行われるよう、平成 28 年 4 月 20 日付け環水大大発第 1604202 号「平成 28 年熊本地震により被災した建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散・ばく露防止対策について」により対応をお願いしたところです。

今後、被災者や、被災地において活動するボランティア等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と、被災者等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記について対応をお願いします。

また、貴県管下市町村に対しても同様に対応して頂けるよう周知をお願いいたします。

記

1. 被災者等への防じんマスクの配布及び周知徹底について

(公社) 日本保安用品協会を通じ、複数の企業 (スリーエム ジャパン株式会社、株式会社重松製作所、興研株式会社) から防じんマスクの無償提供の申出がありました。環境省としては、被災者等が有する不安への対応、防じんマスクを使用することによる粉じんへのばく露防止を目的に、防じんマスクを送付します。災害対策本部等と連携のうえ、被災者等への配布をお願いいたします。

また、今回配布する防じんマスクは、災害復旧作業にあたる労働者用とは異なるため、使用する際にはご留意願います。配布する防じんマスクの正しい着用については取扱説明書に基づき正しく着用してください。参考として解説したチラシ (別添) を添付しますので、必要に応じて印刷して配布・掲示をお願いします。

なお、被災建築物付近など粉じんが多い場所においては、防じんマスクを着用するよう被災者等へ周知徹底をお願いします。

2. 被災地において活動するボランティア等への周知徹底等について

今後の被災地におけるボランティア等の活動において、ボランティアに対し、上記 1. 同様に防じんマスクの着用の徹底と正しい着用方法の周知がなされるよう、関係部局と連携してご対応願います。

粉じんのばく露を防ぐために

正しく防じんマスクを装着しましょう

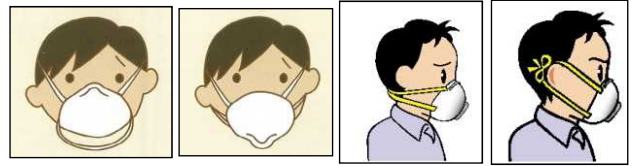
適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- 厚生労働大臣の型式検定
例:DS2マスク 等
- NIOSH規格
例:N95マスク 等
- 欧州規格(EN149)
例:FFP2マスク 等



しめひもが片側はずれている マスクが上下逆さま しめひもが首元で2本がけになっている しめひもを加工して耳かけ式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱い説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みが感じられた場合は
①マスクの位置を調節する
②しめひもの長さを調節する 等
を行って再度確認してください

※注意事項

- ・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
- ・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
- ・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所に移動してください

資料出典:(社)日本保安用品協会
日本呼吸用保護具工業会
スリーエムヘルスケア(株)

マスクのつけ方 (N95の例)

1) カップ型



- ① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。



- ② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。



- ③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにかけます。



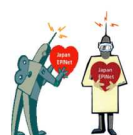
- ④ 下側のゴムバンドを首の後ろにかけます。



- ⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。



- ⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。



マスクのつけ方（N95の例）

2) 3つ折



① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤにゆるやかなカーブをつけます。



② 鼻とあごを覆います



③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。



④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。

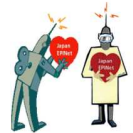


⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押します。



⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



マスクのつけ方（N95の例）

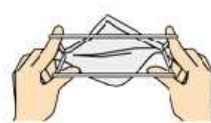
3) くちばし型



① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤーにゆるいカーブをつけます。



② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらしめます。



③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドを分けます。



④ ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。



⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。



⑥ 2本のゴムの角度は90度になるようにします。

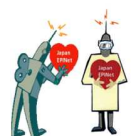


⑦ ノーズワイヤを指で押し当て、鼻の形に合わせる。



⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



マスクを装着しましょう

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります

1 防じんマスクを着用しましょう

防じんマスクの使用に当たっては、使用前に顔面等からの隙間から漏れないか確認するための下記のいずれかのフィットチェックを必ず行いましょう。



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す



(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

中央労働災害防止協会編

2 散水等により湿潤化しましょう

石綿が含まれているおそれのある建材（成形板、断熱材、コンクリート壁面への吹付け材等）については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、砕いたり割らずに片付けましょう。

正しくマスクを装着しましょう



マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸収缶やフィルターが付いていない

しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

- もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ① マスクの位置を調節する
- ② しめひもの長さを調節する
- ③ 排気弁など各部の接続状態を確認する

国家検定合格標章(使い捨て式)

国(平〇)検
第TMO〇号
DR捨DS2

- 国家検定品(国家検定合格標章のあるもの)を使用しましょう!
- マスク本体に記載されている使用限度時間を守って使用しましょう!

(公社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具工業会編

基安化発 0523 第 1 号
環水大大発第 1605232 号
平成 28 年 5 月 23 日

熊本・大分労働局労働基準部長 殿
熊本県・大分県 }
熊本市 } 大気環境担当部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)
環境省水・大気環境局
大気環境課長
(公印省略)

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の
徹底について（通知）

今般、平成 28 年熊本地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理
や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹付け石綿が露出する可
能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要
があります。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を
除去する作業については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」
という。）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」
という。）に基づき、事業者は労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策を講じる必
要があります。

特に、石綿則第 6 条により、石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等
作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除
去等作業場所に集じん・排気装置を設け排気を行うこと、石綿除去等作業場所の出
入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること、石綿除去等作業場所及び前室を負
圧に保つこと、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの
有無を点検すること、並びに作業開始前に前室が負圧であることを点検することが

義務付けられています。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからチに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること等が義務付けられています。

これらの点を踏まえ、被災地における関係機関におかれては、関係部局と連携の上、下記について関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、別添のとおり、関係団体の長あて要請を行ったことを申し添えます。

記

1 吹付け石綿等の封じ込めや囲い込みの損壊等への対応について

石綿等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が地震等の影響で損壊したり、吹付け石綿そのものが損壊し、石綿等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている事態を、熊本労働局及び大分労働局（以下「労働局」という。）において把握した場合は、関係事業者に対し、石綿則第 10 条及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針公示第 21 号。以下「石綿指針」という。）に基づく適切な対応を図るよう指導すること。

2 石綿が使用されている建築物の被災状況の把握及び対応について

(1) 熊本県、大分県及び熊本市（以下「県・政令市」という。）の環境主管部局は、関係部局の協力を得て、次に掲げる情報を活用するなどにより、被災建築物の石綿使用状況及び被害状況を把握するよう努めること。また、必要により労働局に情報提供すること。

ア 民間建築物等の吹付け石綿に関する調査結果

（都道府県及び市町村の建築主管部局）

イ 被災建築物応急危険度判定結果

（市町村の建築主管部局）

(2) 労働局は、上記（1）で把握された被災建築物について、平成 17 年 7 月 28

日付基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」（別紙 1 参照。以下「基本通達」という。）の第 3 に基づき、適切に対応すること。

- (3) 被災建築物の解体等工事における事前調査について、労働局は石綿則第 3 条の遵守に係る必要な指導を、県・政令市の環境主管部局は大防法第 18 条の 17 の遵守に係る必要な指導を、発注者及び関係事業者に対し行うこと。特に、熊本県及び大分県の環境主管部局は、管下の被災市町村に対し、市町村が発注者となる被災建築物の解体等工事について施工業者に事前調査を確実に行わせ、その結果を確認するよう周知すること。
- (4) 石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、労働局は、安衛法第 88 条第 3 項あるいは石綿則第 5 条に基づく届出等を確実に提出するよう関係事業者に対して指導すること。また、県・政令市の環境主管部局は、大防法第 18 条の 15 に基づく届出について指導すること。
- (5) 上記 (4) による届出について、労働局は、基本通達の第 2 の 2 に基づき、石綿則第 6 条（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）の遵守状況を審査し必要な指導を行うとともに、県・政令市の環境主管部局は、大防法第 18 条の 14（作業基準）の遵守状況を審査し必要な指導を行うこと。

3 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙 2 参照）で都道府県労働局労働基準部長及び各都道府県・政令市大気環境担当部（局）長あて通知するとともに、石綿指針に留意事項を定めているところであり、各機関においては、さらなる対応の徹底が図られるよう関係事業者を指導すること。

4 石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）の取扱いについて

石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）を除去する場合においても、切断や破砕作業により石綿が飛散するおそれがあることから、労働局及び県・政令市の環境主管部局は、「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」（平成 27 年 11 月 17 日付基安化発 1117 第 2 号）、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）等を参考に、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止が図られるよう、関係事業者を指導すること。

5 建築物の解体等工事の発注者への対応

労働局は、建築物の解体等工事の発注者に対し、石綿則第8条に規定する石綿等の使用の状況の通知、及び石綿則第9条に規定する建築物の解体工事等の条件への配慮を実施するよう指導すること。特に、石綿則第3条に規定する事前調査を施工業者に確実に実施させるよう指導すること。

県・政令市の環境主管部局は、管下市町村（政令市を除く）が発注者となる被災建築物の解体等工事について、石綿の飛散防止に係る大防法の遵守、また、特定建築材料以外の石綿含有建材の適切な取り扱いを契約の要件に記載すること等により、石綿の飛散防止が徹底されるよう、管下市町村に周知すること。また、県・政令市が発注者となる場合は同様に対応すること。

基 発 第 0 7 2 8 0 0 8 号
平 成 1 7 年 7 月 2 8 日
一部改正 基 発 第 0 2 1 2 0 0 9 号
平 成 2 0 年 2 月 1 2 日
一部改正 基 発 第 0 2 1 8 0 0 1 号
平 成 2 1 年 2 月 1 8 日
一部改正 基 発 0 1 3 1 第 8 号
平 成 2 5 年 1 月 3 1 日
一部改正 基 発 0 4 2 3 第 6 号
平 成 2 6 年 4 月 2 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿ばく露防止対策の推進について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）は、平成17年2月24日に公布され、その施行については、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」（以下「施行通達」という。）により指示しているところであるが、石綿則が平成17年7月1日に施行されたことから、今後の石綿ばく露防止対策を下記により推進することとしたので、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

第1 基本的考え方

石綿ばく露防止対策については、石綿のばく露により肺がん・中皮腫などの重篤な健康障害が発生するおそれがあり、平成16年10月1日から石綿を含有する製品の製造等が原則として禁止され、国内の石綿使用量が大幅に減少しているところであるが、今後、石綿等（石綿則第2条第1項第1号に定めるものをいう。以下同じ。）が使用されている建築物等の解体等の作業の増加に伴い、当該作業における石綿ばく露及び建築物の天井等に吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等による石綿ばく露が懸念されることから、その対策の徹底を図る必要がある。

このため、今後とも石綿ばく露防止対策を健康障害予防上の重点対策として積極的に取り組むこととし、その具体的な推進に当たっては、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業における石綿ばく露及び建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露を防止することを最重点として位置付け、次の点に特段の配慮の上、効果的に取り組むこととする。

- 1 石綿則の周知については、平成17年3月18日付け基発第0318004号「石綿障害予防規則の周知について」（以下「周知通達」という。）に基づき、関係事業者のみならず、関係事業者団体、地方公共団体等との連携を図りつつ、あらゆる機会をとらえてその徹底を図ること。この場合、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行う建設事業者は、その数が相当数に上り、また、地方公共団体に対して法令等に基づく各種届出が行われることとなっていることから、当該地方公共団体との積極的な連携を図ることによる効果的な把握に努める必要があること。
- 2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業における石綿則に基づく措置の履行確保の徹底を図るためには、当該作業に係る労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第88条第4項に基づく計画の届出（石綿則第5条第2項の規定に該当する計画の届出を含む。以下「計画届」という。）及び石綿則第5条に基づく作業の届出（以下「作業届」という。）の受理段階から、適切な指導を行うことが重要であること。
- 3 建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止については、当該建築物において労働者を就業させる事業者のみならず、建築物の所有者など管理する権限を有する者に対しても、石綿則に基づく措置の周知、指導等を行う必要があること。
- 4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行う事業者には、小規模の建設事業者が多数含まれていることから、石綿則の周知、指導による石綿則に基づく措置の効果的な徹底を図るためには、石綿則の施行後3年程度の間は、集中的かつ計画的な取組みを随時行うことが重要であること。

第2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策

1 対象事業場等の把握

石綿則等に基づく石綿ばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、計画届又は作業届の対象となる作業に係る作業現場（以下「対象事業場」という。）の確実な把握が不可欠となることはもとより、これらの届出の対象とならない石綿含有成形板等を除去する作業（以下「石綿含有成形板等除去作業」という。）に係る作業現場の把握にも努める必要があることから、次の点に留意の上、取り組むこと。

- (1) 地方公共団体には、次のとおり対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にし、これらの届出に係る情報の把握を行うこと。

ア 建築物の解体工事であってその床面積が80平方メートル以上の建築物に係るもの、建築物に係る修繕又は模様替であってその請負代金の額が1億円以上であるもの、建築物以外の解体工事であってその請負代金の額が500万円以上となるもの等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、注文者（建物所有者）が工事開始7日前までに都道府県知事又は地方公共団体の長（別紙1参照）への届出が義務付けられていること。なお、この届出の対象には、石綿含有成形板等除去作業を伴う解体工事も含まれること。

イ 吹き付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている

建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業については、大気汚染防止法に基づき、施工業者が作業の開始14日前までに、都道府県知事又地方公共団体の長（別紙2参照）への届出が義務付けられていること。

- (2) 国及び地方公共団体の発注する建設工事であっても計画届又は作業届の対象となるものがあることから、計画届又は作業届の懈怠を防止する観点に立って、発注担当部署との連携を図ること。

また、民間の事業者が発注者となる建設工事についても、計画届又は作業届の懈怠を防止する観点に立って、労働基準行政関係事業者団体等の間での石綿等が使用されている建築物等の解体等に関する情報交換を密にすること。

さらに、計画届及び作業届の対象とならない石綿含有成形板等除去作業についても、作業現場に関する情報を把握する観点に立って、同様に情報交換をすること。

- (3) 平成17年8月2日付け基安発第0802001号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」をもって、関係事業者団体等に対し、①計画届又は作業届の届出を要する作業、②計画届又は作業届の届出は要さないが石綿ばく露防止対策を講じる必要のある作業、③石綿を使用していない建築物等の解体等の作業のそれぞれについて、石綿ばく露防止対策等の実施内容等を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示することを要請していること。また、石綿則第3条により、建築物等の解体等の作業について、石綿等の使用の有無の調査を終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要の掲示が義務付けられているが、本掲示については、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。以下「技術指針」という。）2-1-4(2)に基づき、関係労働者のみならず周辺住民にも見やすい場所に掲示することとされていること。これらについてあらゆる機会を捉えて、その周知、徹底を図ること。
- (4) 一般からの情報又は関係行政機関からの情報により、計画届又は作業届の対象であるにもかかわらず届出等がなされない石綿等使用建築物の解体工事（そのおそれも含む。以下「無届解体工事」という。）を把握した場合には、局・署間又は署・署間において情報の共有化を図ること。

2 計画届又は作業届の審査等

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業については、当該作業を行う事業者が計画届又は作業届を提出しなければならないこととされているが、計画届又は作業届の審査等に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査について、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所（内壁、天井、床、屋根、煙突等）及び種類等を網羅的に把握し、的確に行われているかを確認するとともに、技術指針に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。

(1) 計画届

ア 計画届の審査等

(ア) 同一の作業現場において、計画届の対象となる作業と作業届の対象である作業を

行う場合には、作業届の提出を要さないこと。また、計画届に石綿等が使用されている保温材等の除去作業に係る石綿ばく露防止のための措置の概要を記載することとされているので、本計画届の審査に当たっては、後記(2)のアの(イ)の内容についても確認すること。その結果、当該内容について問題が見られた場合には、必要な指導等を行うこと。

(イ) 石綿等の除去作業を行う具体的な時期を、計画届の受理時に工程表等により確認すること。

なお、当該時期について変更がなされる場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

イ 計画届に係る実地調査

計画届の審査等の結果、その作業現場の状況を確認する必要があるものについては、実地調査を実施すること。

(2) 作業届

ア 作業届の審査等

提出された作業届については、届出様式中の次に掲げる欄ごとに、それぞれ確認すべき内容を確認し、その結果、記載内容が石綿則の規定に違反している場合又はその措置の内容が確認できない場合には、周知用パンフレット等を活用して指導を行うとともに、別添の指導文書により必要な改善指導を行うこと。

また、郵送等による提出についても同様に確認の上、同パンフレット等を同封の上、同指導文書を送付する等により改善指導を行うこと。

なお、作業届の提出は、「あらかじめ」とされていることから、作業開始直前となる場合もあり得るので、その場合には、速やかに確認を行うこと。

おって、(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

(ア) 「作業主任者の氏名」の欄

石綿作業主任者の氏名が記載されていること。(石綿則第19条)

(イ) 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄

- ① 吹き付けられた石綿等の除去作業（労働安全衛生規則（昭和40年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第90条第5号の2に該当するものを除く。）、石綿等が使用されている保温材等の除去作業（石綿等の切断等の作業を伴うものに限る。）及び石綿則第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴うものに限る。）については、作業場所の隔離その他の措置を行うこと。(石綿則第6条)
- ② 石綿等が使用されている保温材等の除去作業（石綿等の切断等の作業を伴うものを除く。）及び石綿則第10条第1項の規定による石綿等の囲い込みの作業（石綿等の切断等の作業を伴うものを除く。）については、当該作業場所に当該作業を

行う労働者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。（石綿則第7条）

③ 吹き付けられた石綿等の切断等による除去作業（安衛則第90条第5号の2に該当するものを除く。）又は石綿等が使用されている保温材等の切断等による除去作業については、当該石綿等を湿潤な状態のものとすること。（石綿則第13条）

④ 石綿等の切断等による除去作業に労働者を従事させる時は、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。また、呼吸用保護具は同時に作業に従事する人数分用意すること。（石綿則第14条、第45条）

また、これらの保護具、器具、工具、足場等については、付着した物を除去した後でなければその持ち出しをしないこと。（石綿則第32条の2、第46条）

⑤ 石綿則第4条第1項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に対し特別教育を行うこと。（石綿則第27条）

⑥ 石綿等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗身設備、更衣設備等を設置すること。（石綿則第31条）

(ウ) 「「仕事の開始予定年月日」及び「仕事の終了予定年月日」」の欄
実際に当該仕事が行われる時期が記載されていること。

イ 作業届に添付する図面の審査

作業届に添付する図面には、除去する石綿等の箇所及び隔離又は立入禁止を行う場所が明記されていることを確認すること。

ウ 作業届に係る個別指導

作業届の審査等の結果、その作業現場の状況を確認する必要があるものについては、個別指導を実施すること。

3 監督指導及び個別指導

(1) 1の(4)により、無届解体工事を把握した場合は、優先的に監督指導の対象とするとともに、当該工事を行った店社事業場についても、監督指導又は個別指導等（以下「監督指導等」という。）を実施すること。

(2) 2における改善指導等を行ったにもかかわらず、なお、石綿則違反のおそれがあるものについては、監督指導等を実施すること。

(3) (1)や(2)のほか、一般からの情報、関係行政機関からの情報等により、石綿則に基づく措置や技術指針に定める留意事項が遵守されていないおそれのある解体工事（石綿含有成形板等除去作業を伴うものを含む。）を把握した場合は、個別指導等を実施すること。

(4) (1)から(3)までの監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令等違反が認められた場合には、所要の措置を講じること。

4 発注者等に対する要請等

(1) 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業については、計画届又は作業届の提出が義務付けられていることを周知徹底するために、発注機関連絡会議、労働基準行政関係事業者団体等の各種会議のほか、当該作業の発注者となり得る建築物の所有者等が

集まるあらゆる機会をとらえて、発注者等に対して、次の措置内容を中心にその徹底が図られるよう要請を行うこと。

ア 石綿則第8条に基づき請負人に対し発注時に当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等の通知を行うこと。

また、石綿則第3条に基づく事前調査が適切に行われないと、一切のばく露防止対策がなされないまま解体工事等が行われるおそれがあり、全ての解体工事において事前調査が徹底される必要がある。そのため、当該建築物等における石綿等の使用状況等を把握していない場合には、石綿則第3条に基づく事前調査を請負人に着実に実施させること。

イ 石綿則第9条に基づき石綿等の使用の有無の調査、解体等の作業の方法、費用又は工期等について、石綿則等の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこと。

(2) 計画届に係る実地調査、監督指導及び個別指導の結果、当該措置の履行状況について問題が認められた場合には、発注者等に対して必要な要請等を行い、その改善を求めること。

(3) 建設リサイクル法に基づき、都道府県知事の登録を受けなければならない解体工事事業者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除く。）の把握に努め、当該事業者に対して、必要に応じ関係行政機関と連携の上、石綿則に定める措置及び上記1の(3)の措置等について周知を図ること。

また、当該事業者のうち、これまでアスベストが使用されている建築物等の解体等の作業に係る工事を届け出たことのない事業場を把握しておくこと。

5 石綿含有成形板等除去作業を行う事業者に対する周知徹底

石綿含有成形板等除去作業を行う事業者は、小規模事業者で事業者団体に加入していない場合も多いことから、当該作業を行うと考えられる事業者に対する集団指導並びに計画届及び作業届の受理時の窓口対応等あらゆる機会をとらえて、次の措置内容を中心にその周知徹底を図ること。

また、発注機関連絡会議、労働基準行政関係事業者団体等の各種会議等において、発注者等に対して、請負人等が次の措置内容を中心に適切なばく露防止措置を講ずるよう、必要な指導・援助を行うよう要請を行うこと。

① 石綿則第3条の規定に基づく事前調査については、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所（内壁、天井、床、屋根、煙突等）及び種類等を網羅的に把握し、的確に行うこと。

② 石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、作業計画を定めること。（石綿則第4条）

③ 石綿含有成形板等除去作業については、当該石綿含有成形板等を湿潤な状態のものとすること。（石綿則第13条）

④ 石綿含有成形板等除去作業に労働者を従事させる時は、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。また、呼吸用保護具は同時に作業に従事する人

数分用意すること。（石綿則第14条及び第45条）

- ⑤ 石綿等を取り扱う作業場には関係者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。（石綿則第15条）
- ⑥ 石綿作業主任者を選任すること。（石綿則第19条）
- ⑦ 石綿則第4条第1項各号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に対し特別教育を行うこと。（石綿則第27条）

第3 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

- (1) 都道府県等により、民間建築物等の吹付けアスベストの使用実態調査が行われる場合があることから、都道府県等に対し当該調査結果の提供について依頼し、当該結果の入手に努めること。
- (2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある事業場を一定数まとまって把握した場合には、集団指導等を行い、上記第2の4の(1)に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

2 石綿等の除去等の措置の確保

- (1) 監督指導又は個別指導等において、労働者の就業する建築物の壁、柱、天井等に吹付け材又は保温材、耐火被覆材等が使用され、当該吹付け材又は保温材、耐火被覆材等が損傷し、又は劣化するおそれがあると考えられる場合には、当該吹付け材又は保温材、耐火被覆材等が石綿を含有しているか否かについて、事業者を確認すること。この場合、事業者が石綿を含有しているか否かを了知していないときには、事業者に対してその確認を行うよう指導すること。

なお、耐火・準耐火建築物である鉄骨造の工場建屋、倉庫、大型店舗の駐車場、ボイラー室等には石綿等が吹き付けられている割合が高いこと及びエレベーター昇降路内にも石綿等が吹き付けられている場合があることに留意すること。

- (2) 吹付け材又は保温材、耐火被覆材等が石綿を含有し、労働者にばく露のおそれがある場合には、事業者に対して当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うよう指導すること。

この場合、損傷等のある吹付け材又は保温材、耐火被覆材等が2以上の事業者が借り受けて使用している建築物の共用部分にあるときには、建築物貸与者に対して同様の措置を講ずるよう指導すること。

- (3) 監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令等違反が認められた場合には、所要の措置を講じること。

3 関係者への周知

石綿ばく露防止対策を推進するに当たっては、建築物の使用者に限らず、建築物の所有者への周知の実施も重要であることから、社団法人日本ビルディング協会連合会等関係事業者団体のほか、建築物の所有者が集まるあらゆる機会をとらえた周知を図ること。

また、ボイラー室、エレベーター昇降路内での作業を有するメンテナンス業者等の団体に対しても、呼吸用保護具の使用等について周知を図ること。

加えて、建築物等において臨時に労働者を就業させる業務を発注する可能性のある建築物の所有者等に対しては技術指針3-2(4)に記載された事項の協力要請も行うこと。

第4 石綿等の製造等の全面禁止の措置の徹底等

1 全面禁止の措置の徹底について

平成19年3月16日付け基安発第0316003号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」を踏まえ、商社等も含め、必要に応じリーフレット等を活用しつつ、全面禁止の措置の周知徹底を図ること。

特に、石綿等の製造等が完全に禁止されていない国等から、パッキン、ガスケット等のシール材、ブレーキパッド、ブレーキライニング等の摩擦材等の部品や、それらが組み込まれた機械等を輸入する場合には、それらに石綿を含有しているおそれがあることから、それらを使用する事業者に対し、石綿の含有の有無について、①販売元に照会する、②必要に応じて自らが分析調査を行う、などにより確実に確認するよう指導すること。

2 石綿等を取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

石綿等を取り扱う事業場について、石綿ばく露防止上の問題があると考えられる場合は、この事業場に対し確実に監督指導等を実施し、石綿則に規定する措置の履行確保を図ること。

特に、大規模な化学プラント等では、今後も過去に使用された石綿を含有する保温材等の除去工事やガスケット等の代替品への交換等が見込まれるので、これらの事業場に対する監督指導等の際には、石綿則に規定する措置の履行確保について指導を行うこと。

○記の第2の1の(1)のアの地方公共団体の長について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条において、建築主事を置く市町村又は特別区の長と定められている。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

(市町村の長による事務の処理)

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

一 法第十条第一項 及び第二項 の規定による届出の受理並びに同条第三項 の規定による命令に関する事務

二 法第十一条 の規定による通知の受理に関する事務

三 法第十四条 の規定による助言又は勧告に関する事務

四 法第十五条 の規定による命令に関する事務

五 法第四十二条第一項 の規定による報告の徴収に関する事務

六 法第四十三条第一項 の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

(以下略)

(参考) 建築基準法(抄)

(建築主事)

第四条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

○記の2の1の(1)のイの地方公共団体の長について

大気汚染防止法施行令第13条において、地方自治法に基づく指定都市及び中核市の長、並びに小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市、佐世保市及び北九州市の長と定められている。

大気汚染防止法施行令(抄)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。

(中略)

2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、藤沢市及び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

(中略)

3 前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、特定特例市

の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特定特例市の長に関する規定として特定特例市の長に適用があるものとする。

- 4 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第二項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（中略）

- 5 前項に規定する事務並びに法第二十三条第一項及び第二項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

別添

平成 年 月 日

（事業者） 殿

労働基準監督署

（担当： ）

石綿障害予防規則第5条に基づく「建築物解体等作業届」について

標記の作業届の提出を受けたところですが、「石綿ばく露防止のための措置の概要」欄に記載された内容については、次の○にレ点を付した理由により、下記の□にレ点を付した事項について、不備が認められます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 石綿則に則した措置内容かどうかが不明確であること○ 石綿則に違反する内容となっていること |
|---|

については、石綿等の除去作業の際には、特に、当該事項に注意し、石綿則に基づく対策を講じた上で作業を行ってください。

なお、今後の作業届の提出においては、当該事項についても適切な記述を行った上、提出してください（同封した資料を参考にしてください。）

記

- 吹き付けられた石綿等の除去作業等を行う場所の隔離等（石綿則第6条）
- 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴わない保温材、耐火被覆材等の除去作業等を行う場所への当該作業を行う労働者以外の者の立ち入り禁止及びその旨の表示（石綿則第7条）
- 石綿等の切断等の作業時、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業時等の当該石綿等の湿潤化（石綿則第13条）
- 石綿等の切断等の作業時、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業時等の呼吸用保護具及び作業衣等の使用（石綿則第14条）

以上

基安化発 0127 第 1 号
環水大大発第 110127002 号
平成 23 年 1 月 27 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

各 都道府県 } 大気環境担当部 (局) 長 殿
政令市 }

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところである。

また、石綿則第 6 条により、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところである。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付

けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところである。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の間定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところである。

厚生労働省及び環境省において専門家を交えた意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することはできなかったが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられている。なお、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されておらず、また、当該解体現場の敷地境界での測定結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されている。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気の汚染が危惧され、建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気への飛散防止対策をさらに徹底することから、貴職におかれてはそれぞれが所管する法令に基づき、関係部局と連携の上、喫緊に対応すべき下記の事項について関係事業者への指導に当たり、遺憾なきを期されたい。また、本通知は厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から都道府県労働局労働基準部長に対し下記 1 の事項について、環境省水・大気環境局大気環境課長から各都道府県及び政令市大気環境担当部（局）長に対し下記 2 の事項についてそれぞれ通知するものであることを了知されたい。

なお、別添により、下記の事項について関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

記

- 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について
 - (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
 - (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用について指導を徹底すること。なお、指導に当たっては「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。貴自治体において測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っていない場合にあつては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に指導すること。

以上

(別添)

基安化発 0127 第 2 号
環水大大発第 110127003 号
平成 23 年 1 月 27 日

中央労働災害防止協会会長
建築業労働災害防止協会会長
(社) 日本石綿協会会長
(社) 日本建設業団体連合会会長
(社) 全国建設業協会会長
(社) 日本土木工業協会会長
(社) 日本作業環境測定協会会長
(社) 全国解体工事業団体連合会会長
(社) 日本化学工業協会会長
(社) 日本プラントメンテナンス協会会長
(社) 日本ビルディング協会連合会会長
(社) 建築業協会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における
集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業につきましては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところです。

また、石綿則第 6 条において、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところです。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入りに前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところです。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の間定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところです。

厚生労働省及び環境省において専門家からの意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することができませんでしたが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられました。ただし、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されていません。また、当該解体現場の敷地境界で測定した大気濃度調査結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されているところです。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気への汚染が危惧されることから、厚生労働省及び環境省としては建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気の飛散防止対策を互いに連携し、さらに徹底していくこととしております。喫緊に対応すべき具体的な再発防止対策として、石綿則及び大防法の規定の遵守に当たって、下記事項も徹底していただくことが重要なところです。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記事項にご留意の上、石綿則及び大防法の遵守の徹底について要請していただきたく存じます。

記

- 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について
 - (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。また、排出等作業の場所を管轄する自治体が測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っている場合にはその指導に従い、そうでない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

以上

基安化発 0523 第 2 号
環水大大発第 1605232 号
平成 28 年 5 月 23 日

別紙団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)
環境省水・大気環境局
大気環境課長
(公印省略)

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）

今般、平成 28 年熊本地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹付け石綿が露出する可能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要があります。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があります。

特に、石綿則第 6 条により、石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所に集じん・排気装置を設け排気を行うこと、石綿除去等作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること、石綿除去等作業場所及び前室を負圧に保つこと、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること、並びに作業開始前に前室が負圧であることを点検することが義務付けられています。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、

大防法施行規則別表第7の1の項下欄イからチに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること等が義務付けられています。

つきましては、貴会におかれましても、傘下事業者に対して、下記に御留意の上、安衛法及び大防法の遵守の徹底について周知していただくようお願いします。

記

1 石綿の封じ込め等を行っていた箇所損壊等への対応の徹底について

石綿等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が地震等の影響で損壊したり、吹付け石綿そのものが損壊し、石綿等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿則第10条及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。以下「石綿指針」という。）に基づく適切な対応を図ること。

2 事前調査の実施の徹底について

解体等工事を行う事業場は、石綿則第3条に規定する事前調査を確実に実施すること。特に、石綿等の使用の有無を目視、設計図書のみでは確認できない箇所については、分析により調査すること。

また、解体等工事の受注者は、大防法第18条の17に規定する事前調査を確実に実施すること。

3 届出等の確実な提出について

石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、安衛法第88条第3項あるいは石綿則第5条に基づく届出等及び大防法第18条の15に基づく届出を確実に実施すること。

4 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成23年1月27日付け基安化発第0127第1号、環水大大発第110127002号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体

等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙1参照）で通知するとともに、石綿指針に留意事項を定めているところであり、以下の点についてさらなる対応の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルタの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルタの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」^{※1}（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）を参考に集じん・排気装置等の保守点検を徹底すること。
- (4) 石綿除去作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること。
- (5) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合、集じん・排気装置の適切な使用を図ること。この場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」^{※2}（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。
- (6) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認するため排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であること。この場合「アスベストモニタリングマニュアル」^{※3}（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にされたい（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

5 石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）の取扱いについて
石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）を除去する場合においても、切断や破砕作業により石綿が飛散するおそれがあることから、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ること。

この場合、「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」（平成27年11月17日付け基安化発1117第2号）、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

※1：「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeniseibu/0000093998.pdf

※2：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html

※3：「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu/rev4_full.pdf

基安化発 0127 第 1 号
環水大大発第 110127002 号
平成 23 年 1 月 27 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

各 都道府県 } 大気環境担当部 (局) 長 殿
政令市 }

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところである。

また、石綿則第 6 条により、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところである。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付

けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところである。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の間定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところである。

厚生労働省及び環境省において専門家を交えた意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することはできなかったが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられている。なお、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されておらず、また、当該解体現場の敷地境界での測定結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されている。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気の汚染が危惧され、建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気への飛散防止対策をさらに徹底する必要があることから、貴職におかれてはそれぞれが所管する法令に基づき、関係部局と連携の上、喫緊に対応すべき下記の事項について関係事業者への指導に当たり、遺憾なきを期されたい。また、本通知は厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から都道府県労働局労働基準部長に対し下記 1 の事項について、環境省水・大気環境局大気環境課長から各都道府県及び政令市大気環境担当部（局）長に対し下記 2 の事項についてそれぞれ通知するものであることを了知されたい。

なお、別添により、下記の事項について関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

記

- 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について
 - (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
 - (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用について指導を徹底すること。なお、指導に当たっては「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。貴自治体において測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っていない場合にあつては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に指導すること。

以上

(別添)

基安化発 0127 第 2 号
環水大大発第 110127003 号
平成 23 年 1 月 27 日

中央労働災害防止協会会長
建築業労働災害防止協会会長
(社) 日本石綿協会会長
(社) 日本建設業団体連合会会長
(社) 全国建設業協会会長
(社) 日本土木工業協会会長
(社) 日本作業環境測定協会会長
(社) 全国解体工事業団体連合会会長
(社) 日本化学工業協会会長
(社) 日本プラントメンテナンス協会会長
(社) 日本ビルディング協会連合会会長
(社) 建築業協会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における
集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業につきましては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところです。

また、石綿則第 6 条において、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところです。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入りに前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところです。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の間定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところです。

厚生労働省及び環境省において専門家からの意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することができませんでしたが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられました。ただし、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されていません。また、当該解体現場の敷地境界で測定した大気濃度調査結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されているところです。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気への汚染が危惧されることから、厚生労働省及び環境省としては建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気の飛散防止対策を互いに連携し、さらに徹底していくこととしております。喫緊に対応すべき具体的な再発防止対策として、石綿則及び大防法の規定の遵守に当たって、下記事項も徹底していただくことが重要なところです。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記事項にご留意の上、石綿則及び大防法の遵守の徹底について要請していただきたく存じます。

記

- 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について
 - (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。また、排出等作業の場所を管轄する自治体が測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っている場合にはその指導に従い、そうでない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

以上

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
公益社団法人日本作業環境測定協会会長
一般社団法人 JATI 協会会長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長

熱中症予防・防じんマスク装着方法等講習会

のお知らせ

熊本地震の被災地では、1日も早い復興に向けて、地震で発生したがれきの片付け・搬送などの作業が行われています。がれきから出る粉じんなどには、古い建物の建材などに使用されていた「石綿」が含まれていることがあります。こうした現場での作業の際は、石綿を吸い込まないように適切な呼吸用保護具（防じんマスク等）を正しく着用することが必要です。また、これから本格的な夏に入り暑さが厳しくなると、こうした作業に慣れていない人は、作業中に熱中症になるおそれがあるため、適切かつ効果的な熱中症予防対策を行う必要があります。

今回の講習会では、公益社団法人 日本保安用品協会の協力のもと、復旧・復興などの作業に携わる事業者やNPO法人などボランティア活動の中心的役割を担う方などを対象に、**暑い中で作業する場合の効果的な体の冷やし方や、防じんマスクの正しい装着方法などを、実際の保冷用品や防じんマスクを用いた体験などを通じ、分かりやすく説明します。**皆さまのご参加をお待ちしております。

1 開催日時
平成28年6月29日（水）10:00～11:30

2 開催場所
くまもと森都心プラザ6階A・B会議室
熊本市西区春日1丁目14-1
（JR熊本駅白川口（東口）前、徒歩約2分）

3 定員 90名（先着）
※定員になり次第、締切とさせていただきます。

4 講習内容
復旧・復興作業における石綿等粉じんばく露防止対策と
熱中症予防対策
講師：（公社）日本保安用品協会

5 受講料 無料

6 申込方法
下記の受講申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリでお申し込みください。

※ ファクシミリがない方は熊本労働局健康安全課（TEL096-355-3186）へお問い合わせください。
受付済みのご連絡はいたしません。お申し込みの上、当日、直接会場にお越しください。



受講申込書

FAX 096-353-6621

【熱中症予防・防じんマスク装着方法等講習会】 平成28年6月29日（水）10:00から

受講者氏名	フリガナ	
連絡先	住所	
	電話番号	()
	FAX番号	()
事業場名・団体名 (個人の方は不要)		

- ◆お申込みいただいた個人情報、この講習会以外の目的には一切使用しません。
- ◆お問い合わせ先：熊本労働局労働基準部健康安全課 電話 096-355-3186 担当 中野

基安安発 0725 第 2 号
基安労発 0725 第 2 号
基安化発 0725 第 2 号
平成 28 年 7 月 25 日

熊本労働局労働基準部長 殿
大分労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

平成 28 年熊本地震により生じた災害廃棄物の処理に当たっての安全衛生対策の確保に関し、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長と連名で、熊本県、大分県の廃棄物担当部長あて通知しているところであるので、了知願いたい。

貴職におかれても、通知内容に加え、特に下記の事項について関係自治体に対して機会を捉え、発注時における安全衛生経費の計上等、安全衛生対策の徹底について要請願いたい。

記

- 1 作業の発注に当たっては、作業を請け負うこととなる事業者において、①防じんマスクの着用、②作業の内容に適した服装の着用、③作業に係る労働災害防止や熱中症予防、④作業員に対する安全衛生教育の実施が徹底されるよう、安全衛生に配慮した経費の積算、工期の設定や事業者に対する指導に努めること。
- 2 作業を請け負った事業者から、安全衛生確保の観点から必要な発注条件や工期の変更について相談があった場合には、円滑な震災復旧に留意しつつ、十分に配慮すること。
- 3 近接したエリアで複数の事業者による作業を発注する場合には、各作業が輻輳して行われることによる災害の防止を図るため、各事業者間で連絡調整等を適切に実施するよう指導すること。

環廃対発第 16072518 号
基安安発 0725 第 1 号
基安労発 0725 第 1 号
基安化発 0725 第 1 号
平成 28 年 7 月 25 日

熊本県廃棄物担当部長 殿
大分県廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

平成 28 年熊本地震により生じた災害廃棄物の処理においては、労働者のみならず被災した住民やボランティア等が作業に従事することが想定されるところであり、また、災害廃棄物の中にはアスベスト等の有害物質が含まれる可能性もあることから、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で、作業者に対する安全衛生教育等の徹底に加え、災害廃棄物処理の際に発生する粉じんのばく露防止対策として有効なマスクの着用が必要となります。また、不慣れな作業による負傷や暑熱環境による熱中症の発生等が予想され、今後作業に従事する方への安全衛生対策及び発注者による労働者の安全衛生面への配慮が非常に重要となってまいります。

発注者による労働者の安全衛生面への配慮は労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 3 条第 3 項において定められており、また、厚生労働省が平成 19 年 3 月 22 日付で発出した基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」においても、発注者の実施事項を下記のとおり示しているところです。

つきましては、貴職におかれては、これら発注者の果たすべき役割に御留意の上、貴管下市町村が安全衛生の確保に十分配慮した発注を行うとともに、災害廃棄物処理を行う事業者に対して適切な指導を行うよう、市町村へその徹底に御協力をお願いいたします。

なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれても同様の御配慮及び御指導をお願いいたします。

平成 19 年 3 月 22 日付け厚生労働省基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」別紙 1 建設業における総合的労働災害防止対策 別添 1 「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」のうち発注者の実施事項(抜粋)

区分	実施事項
発注者	1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項 (1) 個別工事間の連絡及び調整 (2) 工事全体の災害防止協議会の設置 6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(参考：労働安全衛生法第 3 条第 3 項)

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

熊労発基 0725 第 2 号
平成 28 年 7 月 25 日

各労働基準監督署長 殿

熊本労働局長
(公印省略)

平成 28 年熊本地震により被害を受けた建築物等の
解体工事における労働災害防止対策の徹底について

本年 4 月 14 日以降、本県を中心に断続的に発生した地震に係る復旧工事における労働災害防止対策については、平成 28 年 4 月 19 日付け熊労発基 0419 第 2 号によりその徹底を通知したところである。

地震により生じた災害廃棄物の処理については、本年 6 月 21 日に熊本県災害廃棄物処理実行計画が策定され、処理主体は市町村とし、うち宇土市等 6 市町村については熊本県が事務委託を受けること、発災後 2 年以内の処理終了を目標とすること等が定められたことから、今後、災害廃棄物処理が本格化すると考えられる。

地震で被害を受けた建築物等の解体工事については、通常の解体工事と異なり、作業中における倒壊の危険性が高いほか、一定のエリア内で複数の工事が並行して行われること等から労働災害の発生が懸念される。

については、平成 28 年熊本地震により被害を受けた建築物等の解体工事における労働災害防止対策の徹底を図るため、別添のとおり建設関係団体あて要請を行ったので了知するとともに、地方公共団体と連携し復旧工事に係る情報を入手の上、管内事業場等に対する個別指導、時宜をとらえた安全衛生パトロール（地方公共団体、災防団体、建設関係団体等と合同で行うものを含む）等を積極的に実施することにより指導を徹底されたい。

なお、石綿による健康障害防止対策を講じるため、厚生労働省本省において気中石綿濃度モニタリングを行っているところであるので、その結果、石綿等が飛散していることが判明した場合には、解体工事業者及び発注者に対し石綿による健康障害防止対策を講じるよう指導、要請すること。

(別添)

熊労発基 0725 第 1 号

平成 28 年 7 月 25 日

別記の団体の長 殿

熊本労働局長

平成 28 年熊本地震により被害を受けた建築物等の
解体工事における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

本年 4 月 14 日以降、本県を中心に断続的に発生した地震に係る復旧工事等における労働災害防止対策については、平成 28 年 4 月 18 日付け熊労発基 0418 第 1 号によりその徹底をお願いしたところです。

地震により生じた災害廃棄物の処理については、本年 6 月 21 日に熊本県災害廃棄物処理実行計画が策定され、処理主体は市町村とし、うち宇土市等 6 市町村については熊本県が事務委託を受けること、発災後 2 年以内の処理終了を目標とすること等が定められたことから、今後、災害廃棄物処理が本格化すると考えられます。

地震で被害を受けた建築物等の解体工事については、通常の解体工事と異なり、作業中における倒壊の危険性が高いほか、一定のエリア内で複数の工事が並行して行われること等から労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、別紙 1「解体工事における死亡災害の分析」(労働安全衛生総合研究所)を参考にしつつ、下記の事項を踏まえた労働災害防止対策の実施について、貴協会会員各位に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 地震により被害を受けた建築物等の解体工事における対策

(1) 解体作業に当たっての一般的な安全対策

ア 作業計画の作成及びこれに基づく作業の徹底

解体工事の対象とする建築物やブロック塀などの工作物(以下「建築物等」という。)の種類・構造に応じ、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 517 条の 14 等に基づき、あらかじめ、作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

また、地震により被害を受けた建築物等の解体工事においては、通常の解体工

事とは異なり、[1]低層部分に被害を受けていること、[2]半壊した建築物等が相互にもたれかかっていること、[3]一定のエリア内で同時並行して作業が行われること、[4]緩んだ地盤上で車両系建設機械等を用いた作業を行うこと等の特殊性があるほか、[5]被災者(建物所有者)の立会のもとで作業が行われることも想定されるところであることから、その損傷の程度、周囲の状況等を事前に十分に調査するとともに、調査結果を踏まえた作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

イ 作業主任者の選任及び職務の徹底

建築物等の種類・構造に応じ、安衛則第 517 条の 17 等に基づき、作業主任者を選任するとともに、当該者に作業主任者としての職務を適切に行わせること。

また、作業主任者を選任しなければならない作業以外の作業においても、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第 529 条により、作業指揮者の指名、作業方法及び順序について労働者への周知を行う必要があること。

ウ 建築物等の崩壊・倒壊による労働災害の防止

外壁、柱、はり等の強度が不十分である場合には、解体作業による衝撃や余震によって崩壊・倒壊を生ずるおそれがあるため、上記アの作業計画を作成するに当たっては、必要に応じ、作業方法の見直しや、補強用の支柱の設置による強度の確保等について検討すること。

エ 墜落・転落による労働災害の防止

建築物等の屋根上など、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う必要がある場合には、安衛則第 518 条第 1 項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、足場の組立、解体等の作業は、安衛則第 36 条第 39 号の特別教育を受けた者に行わせるとともに、安衛則第 564 条に基づき足場の組立て等の作業時における災害の防止に留意すること。また、足場については、安衛則第 563 条第 1 項に基づき適切な構造及び機能を有するものとする。

作業床の設置が困難な場合については、安衛則第 518 条第 2 項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。

被害を受けた建築物等の外部に足場を設置して作業を行う場合には、壁つなぎや控えの強度を確認し、足場の安定性を確保することに留意すること。

オ 物体の飛来・落下による労働災害の防止

はつり作業や壁・柱等の切断作業などを行う際に発生したはつりガラや鉄筋、切断物等の飛来・落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときには、安衛則第 537 条に基づき、防網の設備を設け、立入区域を設定する等により落下物による危険を防止するための措置を講ずるとともに、作業に従事する労働者に対しては、安衛則第 538 条に基づき保護具の使用等を徹底させること。

カ 機械・器具の使用に伴う労働災害の防止

低層住宅の外壁下地となる木材の切断等に使用する「携帯用丸のこ盤」、鉄骨部材の取外しに使用する「インパクトレンチ」、コンクリート造の壁や柱等の切断に用いる「ワイヤソー」や「鉄骨・コンクリートカッタ」等各種の機械・器具を使用する場合には、安衛則第 28 条に基づき、安全装置等を有効な状態に維持するとともに、必要な保護具の着用等を徹底すること。

(2) 建築物の構造に応じた解体作業の対策

上記(1)の一般的な安全対策に加え、建築物の構造に応じて講ずべき対策は次のとおりであること。

ア 低層住宅の解体

(ア) 木造家屋等低層住宅(木造、軽量鉄骨造等で軒の高さが 10m 未満の住宅等の建築物。以下「低層住宅」という。)の解体に当たり、高さ 2 メートル以上の箇所で行う必要がある場合には、上記(1)エに基づき、墜落防止措置を適切に講ずる必要があるが、低層住宅については、梁や母屋の上など、不安定な場所が多いため、上記(1)アの作業計画の作成に当たっては、高所作業を極力少なくするような作業方法の採用について検討すること。

なお、脚立や作業台を用いて行う高さ 2 メートル未満の場所における作業についても上記(1)エに準じた墜落防止対策を講ずること。

(イ) 手こわしにより内装・外装の解体作業を行う場合においては、保護手袋やゴーグル、防じんマスク等必要な保護具の着用を徹底すること。

イ ビル建築等の解体

(ア) 低層住宅以外のビル(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造等による高さが 10m 以上の建築物。)の解体に当たり、高さ 2 メートル以上の箇所で行う必要がある場合には、上記(1)エに基づき、墜落防止措置を適切に講ずる必要があるが、特に、解体時に発生した廃材を投下する「開口部」や作業床の端部からの墜落・転落災害が生ずることがないように、安衛則第 519 条第 1 項に基づき、囲い、手すり、覆い等を設けること。なお、囲い等を設けることが困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときについては、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。

(イ) ビルの外壁や柱等で、「高さ 5 メートル以上のコンクリート造の外壁、柱等」の引倒し等の作業を行う場合には、安衛則第 517 条の 16 に基づき、一定の合図を定めるとともに、引倒し等は、当該合図により、作業を行う労働者以外の労働者を確実に避難させた上で実施すること。なお、「高さ 5 メートル以上のコンクリート造の外壁、柱等」以外のものの引倒し等の作業についても、上記に準じた措置を講ずること。

(3) 解体工事における車両系建設機械等に係る対策

ア 車両系建設機械を用いて解体作業を行う場合には、安衛則第 154 条及び第 155 条に基づき、あらかじめ作業場所の地形や地質を調査した上でこれを踏まえた作業計画を策定し、これに基づき作業を行うこと。

特に、土砂崩壊又は降雨により地盤が緩んでいる箇所や、傾斜地等で作業を行う場合には、安衛則第 157 条に基づき、不同沈下防止等の転倒防止対策の徹底を図ること。

また、建築物等の基礎部分の解体において、基礎杭を撤去するためくい抜機などの基礎工事用の車両系建設機械を使用する場合には、安衛則第 173 条に基づき、当該機械の倒壊防止のための措置も講ずること。

イ 車両系建設機械と接触するおそれのある箇所には、安衛則第 158 条に基づき、労働者の立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建

設機械を誘導させることにより、車両系建設機械との接触防止を図ること。

ウ 特定解体用機械（ブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上である解体用機械）の路肩、傾斜地等での安衛則第171条の4に基づく使用の禁止、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときの安衛則第171条の5に基づく運転室を有しない解体用機械の使用の禁止、物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所への運転者以外の労働者の立入禁止及び強風、大雨、大雪等の悪天候時の作業中止など安衛則第171条の6に基づく措置を講ずること。

エ 解体した建築廃材や鉄骨部材等のつり上げ作業を行う場合には、移動式クレーンやクレーン機能付きドラグショベルを用いること。なお、作業の性質上移動式クレーン等を使用できない場合に限り、安衛則第164条第2項及び第3項に基づく措置を実施した上で、車両系建設機械による荷のつり上げ作業を行うこと。

オ 車両系建設機械や移動式クレーンの運転の業務については、安衛則第41条に基づき、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者により行わせること。

(4) 熱中症予防対策

高温多湿な環境下での解体作業においては、熱中症の発症リスクが大きくなることから、できるだけ涼しい時間帯における作業の実施を検討するとともに、作業時間の短縮、休憩場所の整備、水分及び塩分の定期的な摂取、作業中の巡視等、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく、熱中症対策を講ずること。

(5) 安全衛生管理体制等

ア 混在作業による労働災害の防止

商店街や住宅密集地などにおいては、複数の事業者が混在して同時並行して作業を行うことが想定されるため、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第30条第1項に基づく作業間の連絡調整のほか、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

また、解体工事に際し、解体する建築物等の所有者などが作業に立ち会うことも想定されるため、立会者に危険が及ばないよう、[1]危険範囲への立入禁止措置、[2]建築物等の周囲をシートで養生する等物体の飛来・落下防止措置を徹底すること。

イ 建設業に不慣れな作業者に対する安全衛生教育の徹底

建築物の解体作業については、一定の専門性を有する労働者がこれを行うものと考えられるが、当該作業の補助者として、建設業に不慣れな者が従事することが予想されるため、安衛法第59条に基づき、当該者に対する雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。

2 解体工事における石綿ばく露防止対策等

建築物の中には、石綿を含有する建材等を用いているものがあるため、必要な対策が講じられない場合、地震による損傷や解体工事等に伴い、石綿等が飛散することが懸念されることから、労働者へのばく露対策を徹底するため、特に次の措置に留意すること。

(1) 事前調査の実施

建築物等の解体に当たっては、事前調査を行い、石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示するこ

と。

(2) 作業計画の策定

あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行うこと。

(3) 作業主任者の選任

石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。

ア 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

イ 保護具の使用状況を監視すること。

(4) 特別教育の実施

作業に従事させる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。

(5) 保護具

同時に就業する労働者の人数と同数以上の作業内容に応じた適切な呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

(6) 関係者以外の立入禁止

作業を行う場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

(7) 隔離等

建築物等の解体に先立ち、次のア、イ、ウのいずれかの作業を行う場合、当該作業場所については、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、前室・洗身室・更衣室の設置、作業場所・前室の負圧化及びその点検等の措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときはこの限りではないこと。

ア 吹き付けられた石綿等の除去作業

イ 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業のうち、石綿等の切断を伴う作業

ウ 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断を行う作業に限る。）

(8) 集じん・排気装置の保守点検

上記(7)の作業を行う場合には、次に掲げる集じん・排気装置の保守点検の徹底を図ること。

ア 集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

イ 集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えい又は前室が負圧に保たれていないなど異常を認めたときは、直ちに作業を中止し、集じん・排気装置の補修などを行うこと。

(9) その他

石綿を含有しない建築物の解体を行う場合であっても、解体工事に伴い粉じんが発生する場合には、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等により粉じんの飛散を防止する対策を行うこと。

別記

熊本県建設業協会

建設業労働災害防止協会熊本県支部

熊本県建築労働組合

熊本県鳶工業組合連合会

熊本県左官協同組合

熊本県建築組合連合会

日本建築大工技能士会熊本県支部連合会

熊本県瓦工業組合

熊本県電気工事業工業組合

熊本県板金工業組合

熊本県塗装防水仕上業協同組合

熊本県管工事業組合連合会

熊本県優良住宅協会

熊本県住宅メーカー協議会

(一社) 熊本県解体工事業協会

事 務 連 絡
平成 29 年 2 月 8 日

熊本・八代・玉名・菊池労働基準監督署長 殿

熊本労働局労働基準部健康安全課長

解体廃棄物仮置場における石綿のばく露防止について

平成 28 年 6 月 28 日付け事務連絡をもって、標記指示をしていたところですが、一部の解体廃棄物仮置場（以下、「仮置場」という。）において、石綿含有建材を入れたフレコンバックが破れたり、フレコンバックからはみ出したりしている状態で不適切に管理されている実態が見受けられましたので、解体現場へのパトロールの際に搬出の荷姿について必要な指導を行う、定期的に仮置場をパトロール等の指導対象とする等の配慮をお願いします。

なお、県内の関係市町村に対しては別紙 1 のとおり、関係団体に対しては別紙 2 のとおり要請しましたので情報提供します。

事務連絡
平成 29 年 2 月 8 日

別記 1 市町村の長 殿
(公費解体所管課)

熊本労働局労働基準部健康安全課長

解体廃棄物仮置場における石綿のばく露防止について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月 28 日付けをもって、標記通知をさせていただいていたところですが、一部の解体廃棄物仮置場（以下、「仮置場」という。）において、石綿含有建材を入れたフレコンバックが破れたり、フレコンバックからはみ出す等石綿の飛散が懸念される実態が見受けられました。

つきましては、仮置場で従事する作業員等が石綿にばく露することがないように、仮置場の管理を行っている事業者に対して、下記の対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、「東日本大震災後の仮置場の写真」を添付しますので、今後の適正な管理の参考にしてください。

記

- 1 石綿含有廃棄物は、破損等のない高耐久性のフレコンバック等に入れられ、完全に収まっている状態を確認して受け入れてください。なお、現在仮置場に露出している石綿含有廃棄物がある場合は、フレコンバック等に収めて保管してください。
- 2 作業員に保護帽及び防じんマスク等の有効な呼吸保護具を使用させてください。

所轄 関係市町村

熊本署

熊本市
宇土市
宇城市
益城町
御船町
甲佐町
嘉島町
美里町
山都町

八代署

八代市
氷川町

玉名署

玉名市
玉東町

菊池署

菊池市
阿蘇市
菊陽町
大津町
小国町
南小国町
西原村
南阿蘇村
産山村

事務連絡
平成 29 年 2 月 8 日

別記 2 関係団体の長 殿

熊本労働局労働基準部健康安全課長

解体廃棄物仮置場における石綿のばく露防止について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の地震により被害を受けた家屋等の廃棄物を処理するため、各自治体において解体廃棄物仮置場（以下、「仮置場」という。）が設けられていますが、一部の仮置場において、石綿含有廃棄物を入れたフレコンバックが破れたり、はみ出したりしている状態で持ち込まれている実態が見受けられました。

つきましては、搬入する作業員及び仮置場で従事する作業員等が石綿にばく露することがないように、解体工事を施工する貴会員に対して、下記の対策を徹底するよう周知をお願いします。

記

- 1 石綿含有廃棄物は、破損等のない高耐久性のフレコンバック等を使用し、完全に収まった状態で仮置場に搬入すること。
- 2 仮置場で搬入作業を行う際は、作業員に保護帽及び防じんマスク等の有効な呼吸保護具を使用させること。

別記2 関係団体

一般社団法人	熊本県解体工事業協会
一般社団法人	熊本県建築士事務所協会
一般社団法人	熊本県建築協会
一般社団法人	熊本県産業資源循環協会
一般社団法人	熊本県建設業協会





